組合加入·口座開設 Web 申込利用規定

本規定は、富山県医師信用組合(以下、「当組合」といいます。)が HP 上で提供する「組合加入・口座開設 Web 申込」をお客さまが利用する場合の条件や取扱い等を定めたものです。お客さまは、本規定のほか、関連規定(「普通預金規定」等)の内容を十分に理解し、同意いただいた上で、本サービスを利用いただくものとします。

1. (本サービスの内容および利用)

- (1) 本サービスは、お客さまが PC またはスマートフォン (インターネットへの接続および インターネットの閲覧が可能な高機能携帯端末をいいます。) から当組合 HP に接続させ て利用することで組合加入・普通預金口座取引申込を行う(以下、「本サービス」といい ます。) ことができるサービスです。
- (2) 本サービスを利用できる PC またはスマートフォンは当組合所定の環境にある端末(以下、「所定端末」といいます。) に限られます。

ご利用環境については当組合ホームページ等でご確認ください。なお、所定端末であっても、利用状態等によっては、正常に動作せず、利用できない場合があります。

- (3) 本サービスの利用は無料ですが、利用にかかる通信料はお客さまの負担となります。
- (4) お客さまは、本サービスを日本国内に限って利用するものとし、日本国の諸法令および規制ならびに関係各国の諸法令および規制を遵守するものとします。
- (5) 不正アプリ・不正プログラムに十分ご注意ください。携帯電話会社または信頼のある メーカーが提供するセキュリティ対策ソフトの導入を強くお勧めします。

2. (本サービスの権利帰属等)

本サービスの著作権等の知的財産権は当組合がライセンスを受けている正当な権利者に帰属します。本サービスをご自身で利用する以外に譲渡等を目的に利用することはできません。また、当組合は、本サービスに付帯する情報の転載、複製、転送、改変またはリバースエンジニアリング等を禁止します。

3. (免責事項)

- (1) お客さまの本サービスの利用に関し、本サービスの動作に係る不具合 PC またはスマートフォンに与える影響、本サービスを利用できないことによる不利益、その他お客さまが被ることのある一切の不利益について、当組合に故意または重大な過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
- (2) 次の各号の事由により、本サービスが利用できなかった場合、お客さまに損害が生じたときであっても、当組合は責任を負いません。
- ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- ② 当組合または金融機関等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
- ③ 当組合以外の金融機関等、第三者の責めに帰すべき事由があったとき

4. (本サービスの内容変更や利用停止等)

(1) 当組合はお客さまの通知なしに、本サービスの内容を変更する場合があります。変更 日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

- (2) 本サービスは、お客さまのスマートフォンの設定やご利用環境の変更、本サービスの内容変更等により、ご利用いただけなくなる場合があります。
- (3) 不正に使用される恐れがある場合、その他本サービスの利用または提供の停止等を必要とする相当の事由が生じたと当組合が判断した場合、当組合はいつでも、お客さまへの事前の通知なしに、本サービスの利用または提供の停止等、必要な措置を講じることができるものとします。これによりお客さまに損害が生じた場合であっても、当組合は責任を負いません。

5. (本規定の変更)

本規定は、当組合の都合で任意に変更することがあります。変更内容については、当組合ホームページその他相当の当組合所定の方法で公表するものとし、公表の際に定める相当の期間を経過した日から変更後の規定に従うものとします。

組合加入・口座開設サービスからの口座開設に関する特約事項

口座開設サービスから開設した普通預金口座については・普通預金規定に加え、この特約を適用します。

なお、特段の定めのない限り、規定における定義はこの特約においても適用されるものと します。

- 1. 口座開設サービス
- (1) 「口座開設サービス」とは、PCまたはスマートフォンを利用する方法により、当組合所定の普通預金口座(以下、「本口座」といいます。)の開設の申込を受け付ける、 『組合加入・口座開設Web申込利用規定』の1. に定めるサービスをいいます。
- (2) 「口座開設サービス」を利用した「本口座」の開設に際し、「加入・口座開設申込み (取引時確認申告書)」内容の送信書を申込書とします。
- 2. 本口座の利用開始日

本口座は、当組合が、当組合所定の方法による利用開始登録手続を行い、かつ当組合が発行する通帳またはキャッシュカードの一方をお客さまが受領した日から利用できるものとします。

- 3. 印章の届出
- (1) 本口座の預金者は、本口座開設時に別途当組合所定の方法により、本口座の印章を届出るものとします。
- (2) 当組合は、前記(1)の印章の届出を受け付ける際には、当組合所定の本人確認等を行います。
- (3) 前記(1) の印章の届出が完了するまでは、印章の押印を要する当組合所定の取引はできません。
- (4) 前記(1) の届出がないことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。

4. この特約の解約等

当組合所定の手続きにより、本口座が解約された場合には、この特約も解約となります。

5. 免責事項

- (1) この特約およびこの特約にもとづく取扱等について損失・紛議が生じても、当組合の 責めによる場合を除き、当組合は責任を負いません。
- (2) 当組合がお客さまの本口座での取引依頼の受付を謝絶したことにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当組合に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 当組合は、以下の場合、本口座の適用を一時的に停止することがあります。
- ① お客さまが本特約に違反するなど、当組合が本口座の停止を必要とする相当の事由が 生じたとき
- ② 住所の変更等を行わなかった場合等、当組合においてお客さまの所在ないし連絡先が 不明となったとき
- ③ 本口座の取扱いが、キャッシュカードの偽造・盗難・紛失等により不正に使用される 恐れがあると当組合が判断したとき

6. この特約の変更等

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1) の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

組合加入・口座開設サービスからの組合加入に関する特約事項

組合加入・口座開設サービスから申込した出資金については、当組合定款に加え、この特約を適用します。

なお、特段の定めのない限り、規定における定義はこの特約においても適用されるものと します。

- 1. 組合加入・口座開設サービス
- (1) 「組合加入・口座開設サービス」とは、PCまたはスマートフォンを利用する方法により、当組合所定の組合加入(以下、「本取引」といいます。)・普通預金口座(以下、「本口座」といいます。)の開設の申込を受け付ける、『組合加入・口座開設Web申込利用規定』の1. に定めるサービスをいいます。
- (2) 「組合加入サービス」を利用した「本取引」に際し、「加入・口座開設申込み(取引時確認申告書)」内容の送信書を申込書とします。
- 2. 加入の利用開始日

組合加入は、「組合加入サービス」で申込した出資金を納入の上、当組合の理事会で承認を得たのちに当組合員としての資格を得るものとします。

3. 印章の届出

- (1) 出資者は、本取引開設時に別途当組合所定の方法により、本取引の印章を届出るものとします。
- (2) 当組合は、前記(1) の印章の届出を受け付ける際には、当組合所定の本人確認等を 行います。
- (3) 前記(1) の印章の届出が完了するまでは、印章の押印を要する当組合所定の取引はできません。
- (4) 前記 (1) の届出がないことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- 4. この特約の解除等

当組合所定の手続きにより、脱退された場合には、この特約も解除となります。

5. 免責事項

- (1) この特約およびこの特約にもとづく取扱等について損失・紛議が生じても、当組合の 責めによる場合を除き、当組合は責任を負いません。
- (2) 当組合がお客さまの取引依頼の受付を謝絶したことにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当組合に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 当組合は、以下の場合、本取引の適用を一時的に停止することがあります。
- ① お客さまが本特約に違反するなど、当組合が本取引の停止を必要とする相当の事由が 生じたとき
- ② 住所の変更等を行わなかった場合等、当組合においてお客さまの所在ないし連絡先が 不明となったとき
- ③ 本取引の取扱いが、不正に使用される恐れがあると当組合が判断したとき

6. この特約の変更等

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1) の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上